平成２３年度

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業

京丹波町　有線テレビ（CATV）拡張整備事業
農業気象観測設備整備工事
工事仕様書

京都府船井郡京丹波町

目次

第1章 事業概要

1.　事業概要

平成20年度より京丹波町内において、京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業を実施している。本事業では、既に瑞穂地区、丹波地区に設置されている観測システムを改修するとともに、和知地区に新たに観測システムを導入する。また丹波地区と瑞穂地区においては、既に設置されている総合気象計とは別に、新たに雨量計と温度計を設置する。

2.　事業名及び数量

京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業　農業情報システム整備工事　一式

3.　事業範囲

京丹波町内

4.　施工期間

契約日　～　平成24年3月15日

5.　仕様

工事仕様書は、本仕様書の他に「計画書」、「特記仕様書」、「機器材料仕様書」ならびに付属資料（図面等）で構成される。以上の仕様・図面を遵守し、完成物を納品すること。

また、既設設備との接続や設定調整は、工事監督員と十分調整・確認し実施すること。

第2章 基本的な工事仕様

1.　施工における仕様

1－1 各種申請

請負者はこの工事の施工に関し関係機関への許可・認可の手続き等一切を代行し、施工に必要な準備を行うこと。手続き等に係る調査費用・書類作成費用・承諾書取得費用は、請負者の負担とする。

(1)　土地又は建物の所有者の承諾（電柱の二次占有承諾を含む）

(2)　地元住民の了解

(3)　道路占用及び道路使用の申請

(4)　河川横断の申請

(5)　電柱共架の申請

(6)　軌道横断の申請

(7)　材料の手配、数量のチェック

(8)　その他必要性のあるもの

1－2 施工期間中の業務

請負者は施工期間中に、以下の業務を行うこと。

(1)　適宜定例会を開催し、その記録を議事録として提出すること。また、議事録は監督員の承認印を受領すること。

(2)　工事に関する日々の打合せや、現場で発生したトラブルについての報告書を、任意の形式により週１回程度提出すること。

(3)　設計変更が発生した場合は、変更箇所、変更数量及び変更理由を設計変更協議書及び図面でわかりやすく示した上で、監督員と協議すること。

(4)　工期末の実績報告は、監督員が指示する実績報告フォーマットにて行うこと。

1－3 法令の遵守

請負者はこの工事の施工に関し、有線電気通信法及び関連規則、電気設備技術基準、放送法関係法令、電気工事関係法令、道路関係法令、建設業法、その他関係規則・条例に従うこと。

1－4 提出書類

請負者は契約後監督員の指定する期日までに、次に記載されているものを提出しなければならない。また、次のものに変更がある場合は、速やかに処理すること。提出部数については監督員と協議の上決定するものとする。

(1)　工事着手届
(2)　現場代理人・主任技術者選任届
(3)　実施工程表
(4)　施工計画書
(5)　下請負業者名簿
(6)　承認図書（機器・材料・工事）
(7)　関係機関への手続きの写し
(8)　工事検査、中間検査、竣工立会検査等願書
(9)　入札額詳細内訳書
(10)　検査、試験成績書（機器、材料、総合）
(11)　工事写真（施工、完成）
(12)　加入者宅引き込み簡易施工図（材料数量が明記されているもの）
(13)　工事日報
(14)　打ち合わせ議事録、日々のトラブル等報告書
(15)　完成図書、取扱説明書、使用材料の数量が分かる資料
(16)　その他監督員が指示するもの

1－5 機材の品質及び検査

(1)　請負者は、工事に使用する材料のうち、仕様機器・材料及び監督員が指示した材料の使用にあたっては、その概観及び品質証明書等を照合して承認願いを事前に監督員に提出し、承認を受けなければならない。

(2)　請負者は、工事に使用する材料のうち、上記（1）項の監督員が承認を行うものについては、承認を受けてからでなければ発注してはならない。

2.　工事一般

2－1 工事の原則

請負者は、工事施工管理を実施し、主任技術者および現場代理人を定め施主側と十分な連絡のもと

に工事を行うこと。なお、施工上必要な関連機関への届出等の諸手続きは遅滞なく行うこと。

2－2 現場の調査

請負者は、工事着手前に現場を調査し、工事が安全かつ指定工期内に完了するよう万全の準備を行うこと。

2－3 業者間の連絡

請負者は、他の関連工事請負者と十分連絡して工事の進行の円滑化を図ること。

2－4 工事の養生

請負者は、施工に際して、既設造営物その他に損傷を与える恐れのあるときは、あらかじめその養生、補強をしておくこと。

2－5 工事内容の変更

疑義を生じた場合､仕様書との内容に相違のある場合及び仕様書に明記していない場合などにより、取り付け位置、取り付け方法、配線方法などを変更する際には監督員の指示によって行うこと。

なお、工事内容の変更により請負金額に変更を生ずる場合には、監督員と設計者及び請負者などの協議により決定するものとする。

2－6 造営物の加工

指定又は承認された箇所を除き、造営物には穴あけ、削りなど加工をしてはならない。

2－7 機材の負担

請負者は、工事に必要な機器、機材、工具、消耗品などを負担すること。

2－8 作業の管理

請負者は、火災、盗難、傷害などに対して十分な予防措置を講ずるものとし、常に 4S（整理、整頓、清掃、清潔）を心掛けること。

2－9 運用設備への影響

請負者は、改修工事・増設などすでに運用中の設備に関係する工事の場合、監督員と十分な連絡を行い、放送中断など不用意な設備事故を起こさないよう工事を進めること。

2－10 その他の事項

(1) 第三者（又は加入者）からの苦情は、誠心誠意早急に解決すること。

(2) 樹木の伐採については、所有者の了解を得て本人立会いの上で伐採すること。

(3) 請負者は、この仕様書及び関連仕様書に規定する事項以外の工事条項については、監督員と協議すること。

3.　安全

3－1 基本事項

工事の施工に当たっては、現場代理人は労働安全衛生法など関係所法令を遵守するとともに、安全の確保に努めること。

3－2 安全責任者と安全の徹底

工事の施工にあたり、総括安全責任者を指定すること。

総括安全責任者は、工事全般について安全の確保に必要な対策を立て、これを推進すること。工事の規模が大きく数工区、数班に分けて施工する場合は、その単位ごとに安全責任者を指定すること。安全責任者は、担当する作業現場の安全に必要な具体策をたててこれを推進すること。

(1)　作業間の連絡

総括安全責任者は、安全責任者を含めた安全連絡会などを設置し、作業間の連絡調整を密にして安全の徹底を図ること。

(2)　安全の周知

総括安全責任者及び安全責任者の指名は、工事現場の見やすい箇所に掲示すなどにより作業員に周知すること。

(3)　施工計画

工事の施工に先立ち請負契約書、図面、仕様書に基づき安全を十分考慮した施工手順、施工方法を採用するなど安全の確保に必要な措置を定め、これを施工計画に組み入れ、その推進すること。

3－3 施工上の安全

(1)　安全教育

安全に関する諸法令及び当該工事の作業の安全について作業員の知識、技能を把握し、必要な安全教育を工事現場において実施すること。

(2)　安全施設

作業現場の環境に適合した安全施設を設置するとともに、常にその点検と補修を行うこと。

(3)　安全装備及び安全器具

施工に必要な安全装備及び安全器具は、事前に点検、整備し適正に使用すること。

(4)　工事用機械など

工事用機械などは常に点検、整備するとともに適正に使用し事故防止に努めること。

(5)　仮設構造物

仮設構造物は、施工中の条件に十分耐えうる構造とし、常に点検、補修を行い事故防止に努めること。

(6)　ガス、酸素欠乏による事故の防止

とう道、マンホールなどにおける作業においては、換気、ガス検知、酸素濃度の測定を行い爆発及び酸素欠乏などの事故を防止すること。

(7)　墜落防止

高所作業及び開口部などに近接して作業を行う場合は、必要な墜落防止対策を講ずるなど事故防止に努めること。

(8)　感電防止

充電電路を取り扱う作業及び充電電路に近接して行う場合は、適切な感電事故防止対策を講じ、

事故防止に努めること。

(9)　交通事故などの防止

車両運転中の交通事故の防止を図るとともに、作業現場の環境に応じて交通整理員を配置するなどにより交通阻害の防止に努める。又、作業現場への車両などの飛び込み防止に努めること。

(10)　他所管施設の取り扱い

電気、ガス、上下水道など作業現場周辺の他所管施設に近接して工事を行う場合は、施設管理者の立会いを求め、適切な防護措置を講ずるとともに常に保安点検を行い事故防止に努めること。

(11)　掘削、杭打ち

掘削、杭打ちなどの先立ち土質、湧水、周辺構造物、地下埋設物などの調査を十分に行い安全な工法を選定し、施工にあたっての事故防止に努めること。

(12)　重量物、長尺物などの取り扱い

重量物、長尺物などの運搬、搬入などのおける取り扱いは慎重に行い、事故防止に努めること。

(13)　危険物などの取り扱い

劇毒物、ガソリン、油脂、火薬類などの取り扱いおよび保管にあっては、火気、摩擦、衝撃などに注するなど危険防止に努めること。

(14)　火災防止

火気の取り扱い方法及び使用場所に留意するとともに、適切な消火器類を配備するなど火災防止に努めること。

(15)　廃棄物の処理

施工に伴い発生する廃棄物の処理は慎重に行い、廃棄物による事故を防止すること。

(16)　作業環境の向上

作業員の保健、衛生に留意するとともに、工事現場内の整理、整頓を図るなど作業環境の向上に努めること。

3－4 緊急時の措置

(1)　工事の施工に先立ち事故発生時の緊急連方法などを定め、緊急時における連絡及び措置を適切にできるように作業員に周知、徹底を図ること。

(2)　人身事故が発生したときは、人命救助に最善を尽くすとともに、直ちに監督員に報告すること。

(3)　設備事故が発生したときは、事故の拡大防止に努めるとともに監督員及び関係機関に連絡し、慎重かつ迅速な復旧に努めること。

(4)　発生した事故の原因を究明し、同種事故の再発防止に努めること。